

補助金等調書

(2-1)

番号	5	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和58年度	
補助金等の名称	集会施設整備事業補助金（新築事業）					
交付要綱等の名称	印西市集会施設整備事業補助金交付要綱					
	終了年限の有無 ☒ 無・有（平成 年度廃止予定）					
要綱に規定する交付対象者	町内会等（町内会、自治会、町会、区など）又は特定の管理組合					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 （複数ある場合、団体ごとに別葉とする。）		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無（有・無） 有の場合は、類似団体数（ ）					
	市の施策に対する貢献内容（当該団体への補助金等交付年数も記載してください。）					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	16,500,000	8,480,000	16,480,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	16,500,000	8,480,000	16,480,000
		会費				
		事業収入				
		その他	4,761,666	5,830,000	3,900,000	
		合計	21,261,666	14,310,000	20,380,000	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	21,261,666	14,310,000	20,380,000	
		その他				
		合計	21,261,666	14,310,000	20,380,000	
	翌年度繰越金					
	補助制度内容 （下部組織等の配分も明記）	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ☒ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ 地区集会所施設を建設する町内会等に対し補助金を交付し、集会所の整備促進を図る。本件工事、電気・給排水及び外構工事について、世帯区分に基づく総床面積の範囲内で対象とする。補助率についても世帯区分による。支給限度額は2,000万。年数制限や補助基準額の設定あり。集会施設の老朽化に伴う解体費用の補助はない。				

補助金等調書

(2-1)

番号	5	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和58年度	
補助金等の名称	集会施設整備事業補助金（修繕事業）					
交付要綱等の名称	印西市集会施設整備事業補助金交付要綱					
	終了年限の有無 ☒ 無・有（平成 年度廃止予定）					
要綱に規定する 交付対象者	町内会等（町内会、自治会、町会、区など）又は特定の管理組合					
団体の運営に関し て補助金を交付し ている場合	団体名 （複数ある場合、団体ごとに別葉とする。）		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無（有・無） 有の場合は、類似団体数（ ）					
	市の施策に対する貢献内容（当該団体への補助金等交付年数も記載してください。）					
助成団体等 の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金		1,570,000	2,530,000	1,220,000
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
		一般財源		1,570,000	2,530,000	1,220,000
		会費				
		事業収入				
		その他		2,358,485	5,001,296	612,000
		合計		3,928,485	7,531,296	1,832,000
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費		3,928,485	7,531,296	1,832,000
		その他				
		合計		3,928,485	7,531,296	1,832,000
	翌年度繰越金					
	補助制度内容 （下部組織等の配分 も明記）		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ☒ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ			
地区集会施設を修繕する町内会等に対し補助金を交付し、集会所の整備促進を図る。対象経費は1万円以上で、補助率は2分の1以内、支給限度額は50万。年数制限や補助基準額の設定あり。						

補助制度の目的、効果、公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可) ① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。) 地域コミュニティを推進する市の施策を達成するため、コミュニティ活動の拠点となる地区集会施設を整備する補助金を交付する。(第2次基本計画 施策2 市民が主体の地域コミュニティ活動の推進、主な取り組み コミュニティ施設の活用促進…集会施設の整備・補修を支援) ② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。) 各町内会等に事前照会を行い、積算(以下、予算内訳) 滝野五丁目・滝野六丁目自治会 本体工事新築、外構 20,000,000円 牧の里西町内会 外壁塗装、トイレ修繕 500,000円 木刈一丁目自治会 外壁及び屋根塗装 500,000円 木刈六丁目自治会 トイレ修繕 97,000円 サードスクエア小倉台自治会 フローリング張替え 500,000円 コロネード原山団地自治会 外壁塗装 500,000円 高花六丁目東自治会 外壁及び屋根塗装 440,000円 戸崎区 ガス、水道、外壁、床修繕 500,000円 ③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。) 滝野五丁目・滝野六丁目自治会 本体工事新築、外構 8,480,000円 牧の里西町内会 外壁塗装、トイレ修繕 500,000円 木刈一丁目自治会 外壁及び屋根塗装 500,000円 木刈六丁目自治会 トイレ修繕 90,000円 サードスクエア小倉台自治会 フローリング張替え 500,000円 コロネード原山団地自治会 外壁塗装 500,000円 高花六丁目東自治会 外壁及び屋根塗装 440,000円 ④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備が図られた。 ⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。) 町内会等の地域の拠点としての機能を期待される集会所については、町内会等が充実した活動を実施する上で、必要な施設である。集会所を持たない町内会等への支援、また既設集会所の老朽化に伴い修繕が必要な町内会等への支援を継続して行う必要がある。 ⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。 東日本大震災発生後、災害により必要な場合は、修繕事業の補助率及び限度額を超えて交付できるように改正した。また、マンション管理組合のうち、良好なコミュニティ形成のための業務を実施し、市に設立の届出をした団体については、特定の管理組合として補助対象に加えた。 ⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。) 住民自治の向上につながるもの 地区集会施設整備費の負担軽減は、不特定多数の地域住民が利用する地域コミュニティの拠点を安定的に維持管理していく上で、高い公共性、公益性を有する。
	担当課の判定 ☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
	判定の理由 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備を図るため。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	集会施設整備事業補助金（新築事業）
-------	-------------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	5分の4	2,500万円
佐倉市		
四街道市	2分の1	900万円
八街市	①区が行うもの2分の1 ②自治会が行うもの3分の1	①600万円②300万円
富里市	2分の1	525万円
白井市		
印西市	補助率（世帯数） 95%（50以下）、90%（51～150） 80%（151～350）、70%（351以上）	2,000万円

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	集会施設整備事業補助金（修繕事業）
-------	-------------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	5分の4	300万円
佐倉市		
四街道市	2分の1	20万円
八街市	3分の1（10万円以上）	30万円
富里市	3分の1	金額により限度額が異なる 最大35万円
白井市		
印西市	2分の1	50万円

第6号様式(第11条)



30年3月1日

印西市長 様

町内会等の名称 滝野5丁目自治会

住 所 印西市滝野

代表者 氏 名

町内会等の名称 滝野6丁目自治会(杜の会)

住 所 印西市滝野

代表者 氏 名

印西市集会施設整備事業補助金実績報告書

平成 29 年 9 月 28 日付け 第 28 号で交付決定のあった事業について事業が完了しましたので、印西市集会施設整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業 滝野5丁目・滝野6丁目自治会の集会施設の新築

2 事業実績

総事業費	左の財源内訳			補助金 交付決定額	着手年月日
	補助金	自己資金	その他		完了年月日
14,310,000 円	8,480,000 円	5,830,000 円		8,480,000 円	平成 29 年 10 月 20 日 平成 30 年 2 月 14 日

平成29年12月18日



印西市長

様

町内会等の名称 木川六丁目自治会

 住所 木川
 代表者 氏名

印西市集会施設整備事業補助金実績報告書

平成29年11月6日付け指令第30号で交付決定のあった事業について事業が完了しましたので、印西市集会施設整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業 集会施設修繕工事

2 事業実績

総事業費	左の財源内訳			補助金 交付決定額	着手年月日 完了年月日
	補助金	自己資金	その他		
円 193,150	円 90,000	円 103,150		90,000円	着手 平成29年12月1日 完了 平成29年12月1日

○印西市集会施設整備事業補助金交付要綱

昭和58年5月12日告示第40号

改正

昭和62年2月10日告示第5号

昭和62年8月20日告示第50号

昭和63年10月12日告示第54号

平成元年11月1日告示第65号

平成2年3月28日告示第17号

平成5年3月26日告示第23号

平成8年3月29日告示第34号

平成8年7月9日告示第39号

平成9年3月28日告示第23号

平成9年9月1日告示第97号

平成10年3月31日告示第39号

平成11年3月19日告示第29号

平成14年3月28日告示第32号

平成15年10月1日告示第105号

平成22年3月17日告示第42号

平成23年3月31日告示第71号

平成28年3月31日告示第57号

平成29年3月31日告示第66号

印西市集会施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集会施設を新築、増築又は修繕する町内会等又は特定の管理組合に対し、予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付し、各地域における集会施設の整備を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会等 市内の一定の区域に住所を有する者が地縁に基づいて形成し、共通利益の実現及び福祉の向上を主たる目的として民主的な運営の下に自主的に活動する団体であって、市にその設立の届出をし、市長が認めたもの

(2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又はこれに類する団体

(3) 特定の管理組合 管理組合のうち、良好なコミュニティ形成のための業務を実施する団体であって、市にその設立の届出をし、市長が認めたもの。ただし、町内会等と区域が重複するものを除く。

(4) 集会施設 町内会等又は特定の管理組合が、地域活動の拠点として利

用する施設

(補助対象の集会施設)

第3条 補助対象の集会施設は、町内会等又は特定の管理組合が所有又は管理する集会施設（町内会等と区域が重複する管理組合が所有又は管理する集会施設を含む。）で、町内会等又は管理組合が施設整備費を負担することが適当な集会施設とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象としない。

(1) 印西市青年館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第5号）に定める青年館、印西市集会所の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第35号）に定める集会所及び印西市構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第36号）に定める構造改善センター

(2) 町内会等又は特定の管理組合が賃借料（光熱水費相当分の使用料は除く。）を支払って使用している集会施設

(3) その他集会施設と認めることが適当でないもの

(補助対象事業、補助率等)

第4条 補助の対象となる対象事業、補助率等は、別表のとおりとする。ただし、災害により市長が必要と認めたときは、修繕事業の補助率及び限度額を超えて交付することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出する。この場合において、別表限度額の欄の金額を上限とする。

(1) 新築事業 別表に定める対象経費について算出した同表に定める補助基準額に、世帯区分による総床面積又は建築後の総床面積のいずれか少ない面積を乗じて得た額に、同表に定める補助率を乗じて得た額

(2) 増築事業 別表に定める対象経費について算出した同表に定める補助基準額に、世帯区分による総床面積から増築前の総床面積を減じた面積又は増築する床面積のいずれか少ない面積を乗じて得た額に、同表に定める補助率を乗じて得た額

(3) 修繕事業 別表に定める対象経費に、同表に定める補助率を乗じて得た額

2 別表に定める対象事業のうち、外構工事がある場合は、前項により算出した額に、同表に定める補助基準額に、世帯区分による総床面積を乗じて得た額の2割の額又は実外構工事費のいずれか低い価額を加算することができる。

3 前2項により算出した補助金の額にそれぞれ1万円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事業の実施に基づき補助金の交付を受けた町内会等又は特定の管理組合に対しては、当該補助金の交付を受けた年度の翌年から起算して、当該各号に定める期間を経過しなければ、当該事業と同

一の種類に係る補助金の交付をしない。ただし、災害その他特別の理由により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 新築事業 24年

(2) 増築事業 10年

(3) 修繕事業 5年

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町内会等又は特定の管理組合(以下「補助事業者」という。)は、工事等に関する契約を締結する前に、印西市集会施設整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に建築計画書(別記第2号様式)を添えて市長に申請しなければならない。

2 町内会等と区域が重複する管理組合が所有又は管理する集会施設を補助対象の集会施設として補助金の交付を受けようとする場合は、町内会等及び管理組合の2者を補助事業者とし、町内会等及び管理組合が合同で前項の申請をするものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第4条の規定により速やかに内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定したときは、印西市集会施設整備事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、次に掲げる事由により事業の変更をしようとするときは、印西市集会施設整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し承認を得なければならない。

(1) 事業内容を変更、中止又は廃止するとき。

(2) 事業が予定期限内に完了できなくなったとき。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、印西市集会施設整備事業変更承認通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、印西市集会施設整備事業補助金実績報告書(別記第6号様式)により市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第14条の規定により速やかに内容を審査し、適当と認めたときは印西市集会施設整備事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、印西市集会施設整備事業補助金交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払い又は前金払いにより交付することができる。

2 前項に規定する前金払いの額は、第7条の規定により交付の決定を受けた額の3割を上限とする。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、印西市集会施設整備事業補助金概算払（前金払）請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第15条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年2月10日告示第5号）

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年8月20日告示第50号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年10月12日告示第54号）

この告示は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則（平成元年11月1日告示第65号）

この告示は、公示の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月28日告示第17号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日告示第23号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第34号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月9日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行し、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成9年3月28日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年9月1日告示第97号）

1 この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成10年3月31日告示第39号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 3 月19日告示第29号）

この告示は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月28日告示第32号）

この告示は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年10月 1 日告示第105号）

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月17日告示第42号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日告示第71号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第57号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第66号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条）

対象事業	対象経費	世帯区分	総床面積	補助率	補助基準額	限度額
1 新築事業	補助対象の集会施設	50世帯以下	80㎡	10分の9.5	1㎡当たり150,000円	20,000,000円
2 増築事業	設の本体工事及び外構工事	51世帯以上150世帯以下	100㎡	10分の9	円又は1㎡当たりの実建設費のいずれか低い価額	
	で世帯区分欄に対する総床面積欄に定める建物の新築等に要する経費	151世帯以上350世帯以下	150㎡	10分の8		
		351世帯以上	200㎡	10分の7		
3 修繕事業	補助対象の集会施設の本体の修繕に要する経費。ただし、事業費10,000円			2分の1		500,000円

	未 満 の 事 業 を 除 く。					
--	---------------------	--	--	--	--	--

別 記

第 1 号 様 式 （ 第 7 条 ）

第 2 号 様 式 （ 第 7 条 ）

第 3 号 様 式 （ 第 8 条 ）

第 4 号 様 式 （ 第 9 条 ）

第 5 号 様 式 （ 第 10 条 ）

第 6 号 様 式 （ 第 11 条 ）

第 7 号 様 式 （ 第 12 条 ）

第 8 号 様 式 （ 第 13 条 ）

第 9 号 様 式 （ 第 14 条 ）